

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和46年川崎市教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

学校教育部	健康教育課	学校保健・体育係 給食係
	指導課	指導事務係 特別支援教育係

」

を

「

学校教育部	健康教育課	学校保健・体育係 給食係
	指導課	指導事務係 特別支援教育係
中学校給食推進室		

」

に改める。

第4条の表学校教育部の部の次に次のように加える。

中学校給食推進室

- (1) 中学校給食の実施に係る調査、計画及び整備に関すること。
- (2) 中学校給食推進会議に関すること。
- (3) 中学校給食を活用した食育の推進に関すること。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

制 定 理 由

教育委員会事務局に中学校給食推進室を設置するため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前																																																		
○川崎市教育委員会事務局事務分掌規則 昭和46年10月14日教委規則第19号	○川崎市教育委員会事務局事務分掌規則 昭和46年10月14日教委規則第19号																																																		
(第1条、第2条 略)	(第1条、第2条 略)																																																		
(内部組織)	(内部組織)																																																		
第3条 事務局の内部組織は、次のとおりとする。	第3条 事務局の内部組織は、次のとおりとする。																																																		
<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">総務部</td> <td>庶務課</td> <td rowspan="3">庶務係 経理係</td> </tr> <tr> <td>企画課</td> </tr> <tr> <td>学事課</td> </tr> <tr> <td colspan="3">教育環境整備推進室</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">職員部</td> <td>教職員課</td> <td rowspan="2">人事第1係 人事第2係</td> </tr> <tr> <td>勤労課</td> <td>制度・調整係 給与係 厚生係 安全衛生・健康管理係</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学校教育部</td> <td>健康教育課</td> <td rowspan="2">学校保健・体育係 給食係</td> </tr> <tr> <td>指導課</td> <td>指導事務係 特別支援教育係</td> </tr> <tr> <td colspan="3">中学校給食推進室</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生涯学習部</td> <td>生涯学習推進課</td> <td rowspan="2">企画係 振興係</td> </tr> <tr> <td>文化財課</td> </tr> </table>	総務部	庶務課	庶務係 経理係	企画課	学事課	教育環境整備推進室			職員部	教職員課	人事第1係 人事第2係	勤労課	制度・調整係 給与係 厚生係 安全衛生・健康管理係	学校教育部	健康教育課	学校保健・体育係 給食係	指導課	指導事務係 特別支援教育係	中学校給食推進室			生涯学習部	生涯学習推進課	企画係 振興係	文化財課	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">総務部</td> <td>庶務課</td> <td rowspan="3">庶務係 経理係</td> </tr> <tr> <td>企画課</td> </tr> <tr> <td>学事課</td> </tr> <tr> <td colspan="3">教育環境整備推進室</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">職員部</td> <td>教職員課</td> <td rowspan="2">人事第1係 人事第2係</td> </tr> <tr> <td>勤労課</td> <td>制度・調整係 給与係 厚生係 安全衛生・健康管理係</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学校教育部</td> <td>健康教育課</td> <td rowspan="2">学校保健・体育係 給食係</td> </tr> <tr> <td>指導課</td> <td>指導事務係 特別支援教育係</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(新設)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生涯学習部</td> <td>生涯学習推進課</td> <td rowspan="2">企画係 振興係</td> </tr> <tr> <td>文化財課</td> </tr> </table>	総務部	庶務課	庶務係 経理係	企画課	学事課	教育環境整備推進室			職員部	教職員課	人事第1係 人事第2係	勤労課	制度・調整係 給与係 厚生係 安全衛生・健康管理係	学校教育部	健康教育課	学校保健・体育係 給食係	指導課	指導事務係 特別支援教育係	(新設)			生涯学習部	生涯学習推進課	企画係 振興係	文化財課
総務部		庶務課		庶務係 経理係																																															
		企画課																																																	
	学事課																																																		
教育環境整備推進室																																																			
職員部	教職員課	人事第1係 人事第2係																																																	
	勤労課		制度・調整係 給与係 厚生係 安全衛生・健康管理係																																																
学校教育部	健康教育課	学校保健・体育係 給食係																																																	
	指導課		指導事務係 特別支援教育係																																																
中学校給食推進室																																																			
生涯学習部	生涯学習推進課	企画係 振興係																																																	
	文化財課																																																		
総務部	庶務課	庶務係 経理係																																																	
	企画課																																																		
	学事課																																																		
教育環境整備推進室																																																			
職員部	教職員課	人事第1係 人事第2係																																																	
	勤労課		制度・調整係 給与係 厚生係 安全衛生・健康管理係																																																
学校教育部	健康教育課	学校保健・体育係 給食係																																																	
	指導課		指導事務係 特別支援教育係																																																
(新設)																																																			
生涯学習部	生涯学習推進課	企画係 振興係																																																	
	文化財課																																																		
(事務分掌)	(事務分掌)																																																		
第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。	第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。																																																		
総務部 (略)	総務部 (略)																																																		
教育環境整備推進室 (略)	教育環境整備推進室 (略)																																																		

改正後	改正前
<p>職員部 (略)</p> <p>学校教育部</p> <p>(1) 学校と地域の連携の強化及び推進に関すること。 (2) 学校運営の支援に関すること。</p> <p>健康教育課</p> <p>(1) 保健教育、安全教育及び給食指導に係る調査及び企画立案に関すること。 (2) 児童等の保健衛生に関すること。 (3) 学校の環境衛生に関すること。 (4) 児童等の通学等に係る安全対策に関すること。 (5) 学校給食に関すること。 (6) 公益財団法人川崎市学校給食会に関すること。 (7) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師との連絡調整に関すること。 (8) 学校保健会に関すること。 (9) 独立行政法人日本スポーツ振興センター所管の災害補償給付に関すること。 (10) 学校体育に関すること。 (11) 学校体育に係る教育研究団体の教育活動の振興に関すること。</p> <p>指導課</p> <p>(1) 学校の教育に係る調査及び企画立案に関すること。 (2) 学校の運営に関すること。 (3) 学校の教育課程の編成に関すること。 (4) 学校の教科用図書その他教材の取扱いに関すること。 (5) 学校等の学習指導及び児童等の指導に関すること。 (6) 特別支援教育に関すること。 (7) 学校及び特別支援教育に係る教育研究団体の教育活動の振興に関すること。</p>	<p>職員部 (略)</p> <p>学校教育部</p> <p>(1) 学校と地域の連携の強化及び推進に関すること。 (2) 学校運営の支援に関すること。</p> <p>健康教育課</p> <p>(1) 保健教育、安全教育及び給食指導に係る調査及び企画立案に関すること。 (2) 児童等の保健衛生に関すること。 (3) 学校の環境衛生に関すること。 (4) 児童等の通学等に係る安全対策に関すること。 (5) 学校給食に関すること。 (6) 公益財団法人川崎市学校給食会に関すること。 (7) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師との連絡調整に関すること。 (8) 学校保健会に関すること。 (9) 独立行政法人日本スポーツ振興センター所管の災害補償給付に関すること。 (10) 学校体育に関すること。 (11) 学校体育に係る教育研究団体の教育活動の振興に関すること。</p> <p>指導課</p> <p>(1) 学校の教育に係る調査及び企画立案に関すること。 (2) 学校の運営に関すること。 (3) 学校の教育課程の編成に関すること。 (4) 学校の教科用図書その他教材の取扱いに関すること。 (5) 学校等の学習指導及び児童等の指導に関すること。 (6) 特別支援教育に関すること。 (7) 学校及び特別支援教育に係る教育研究団体の教育活動の振興に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>(8) 総合教育センターとの連絡調整に関すること。</p> <p><u>中学校給食推進室</u></p> <p><u>(1) 中学校給食の実施に係る調査、計画及び整備に関すること。</u></p> <p><u>(2) 中学校給食推進会議に関すること。</u></p> <p><u>(3) 中学校給食を活用した食育の推進に関すること。</u></p> <p>生涯学習部 (略)</p> <p>(第5条以下 略)</p>	<p>(8) 総合教育センターとの連絡調整に関すること。</p> <p>(新設)</p> <p>生涯学習部 (略)</p> <p>(第5条以下 略)</p>